

## パブリックコメント (板橋区公契約条例案の概要)

### 1 背景

公共工事や業務委託等の公契約は、税金を原資として執行されるものであり、公正性・透明性の確保のみならず、そこで働く人々の適正な労働条件の確保や、地域経済への還元といった、社会的責任を果たす役割が求められることから、区ではこれまで、公契約の発注に当たって、その適正な履行に取り組んでまいりました。

一方で、少子高齢化の進行による担い手不足や、建設・サービス分野における技能労働者の減少、世界情勢による物価高騰など、公契約を取り巻く環境が少しずつ変化しており、今後、社会インフラの維持や公共サービスの持続的な提供に影響を及ぼすことが懸念されています。

### 2 公契約条例の検討

近年、区においても、人材不足による入札不調の増加や、過度な価格競争による価格転嫁の停滞が見られることから、持続可能で質の高い公共サービスの実現をめざし、公契約の在り方を見直すとともに、公契約条例の必要性や具体的な内容の検討を進めるため、公契約の在り方検討会を設置し、検討を進めてまいりました。

#### 【関係法令の動き】

建設業は、社会資本の整備・管理の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。国において、建設工事の適正な施工及び品質の確保、担い手確保に向けて、様々な取組がなされましたが、依然として就業者の減少が著しい状況を受けて、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的として、第三次・担い手3法により、建設業法・入契法(※1)と品確法(※2)の改正が行われました。

その結果、処遇改善の推進や労働者の処遇改善として、労務費の確保と行き渡り、労務費のしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上などが盛り込まれました。

特に東京都内の自治体において、労働者の処遇改善を通じた質の高い行政サービスの実現のための具体的な取組として、公契約条例の制定が進んでいます。

(※1)入契法:公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律

(※2)品確法:公共工事の品質確保の促進に関する法律

### 3 公契約条例の制定に向けて

これまでの検討により、板橋区における公契約条例では、労働者等の適正な労働環境を確保し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保すること等をめざし、条例案を取りまとめましたので、事業者及び労働者の皆様からご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施します。

## 4 板橋区公契約条例案に盛り込むべき事項

### <1. 目的>

本条例の制定目的として、以下の内容を定めます。

- (1) 労働者等の適正な労働環境を確保し、公契約に従事する人材を確保すること
- (2) 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保すること
- (3) ダンピング等の不当行為を排除すること
- (4) 地域経済の活性化及び区民の福祉の増進を図ること

### <2. 定義>

当該条例における用語について、以下のとおり定義します。

1	公契約	区が締結する全ての契約(請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び指定管理協定をいいます。)
2	受注者	区と公契約を締結する者をいいます。
3	特定公契約	公契約のうち、次に掲げるものをいいます。 ア 工事又は製造の請負契約 ⇒予定価格が1億円以上のもの イ 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約 ⇒予定価格が1千万円以上のものであって、規則で定めるもの(契約額のうち、人件費が主要部分であり、年間を通じて恒常的に履行する業務を対象とする予定です。) ウ 指定管理協定 (基本的にすべての指定管理協定を対象とする予定です)
4	特定受注者	区と特定公契約を締結する者をいいます。
5	特定受注関係者	ア 区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は委託する者(下請け事業者や再委託事業者を想定しています) イ 特定受注者又は特定受注関係者に労働者を派遣する労働者派遣事業者
6	特定労働者等	ア 特定受注者又は特定受注者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働者(派遣労働者を含みます) イ 特定受注者又は特定受注関係者より、特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、自ら雇用する者がいないもの(いわゆる一人親方を想定しています)
7	労働報酬	特定公契約に係る労務の対価をいいます。

### <3. 基本方針>

公契約に係る基本方針として以下のことを定めます。

- (1) 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保し、適正価格での調達を実現すること

- (2) 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること
- (3) 適正な労働条件の確保及びその他労働環境の整備を促進すること
- (4) 談合その他の不正行為を排除すること
- (5) 区内事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資すること
- (6) 区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること

#### <4. 区の責務>

基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、実施することを区の責務として定めます。

#### <5. 受注者の責務>

以下のとおり受注者の責務を定めます。

- (1) 受注者は、公契約を締結した者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、公契約に関する施策への協力するよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、労働者等に適正な賃金を支払うとともに、労働者等の適正な労働条件の確保及び向上を図り、労働環境の整備に努めなければならない。

#### <6. 区内の事業者の活用>

受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するように努めなければならないことを定めます。

#### <7. 労働報酬下限額>

労働報酬下限額とは、特定公契約に従事する特定労働者等に対し、特定受注者及び特定受注関係者が支払わなければならない最低限の報酬のことです。また、その金額については1時間あたりの賃金で定めることとします。(労働報酬が時間以外によって定められている場合は、時間単位に換算するものとします。)

#### <8. 労働報酬下限額の決定>

労働報酬下限額は、板橋区公契約審議会(以下「審議会」という。)からの意見を踏まえ、区長が年度ごとに定め、告示します。

なお、審議会では、特定労働者等の区分に応じ、それぞれに定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとします。

特定労働者等の区分	勘案すべき基準
1 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等	農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
2 委託業務契約及び指定管理協定に係る業務に従事する特定労働者等	地域別最低賃金及び区職員の給料表などの公的機関が定める基準

<9. 特定公契約において約定する事項>

特定公契約において、公共工事や委託業務等で働く人の労働条件を守るために、労働報酬下限額に係る事項のほか、以下に掲げる事項を、区と特定受注者との間で契約上の条項として約定します。

1 特定公契約に係る労働条件の遵守	<p>特定受注者は、特定労働者等に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。</p> <p>※関係法令・・・労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法、労働組合法、労働関係調整法、男女雇用機会均等法などのことを想定しています。</p>
2 特定公契約に係る請負条件	<p>特定受注者はいわゆる一人親方に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件について、関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。</p>
3 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	<p>特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、特定受注関係者と連帯して、労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。</p>
4 労働条件等の区長への報告	<p>特定受注者は、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。</p> <p>※報告方法として、チェックシート方式の労働条件に関する報告書の作成を求めることを想定しています。</p>
5 特定労働者等への周知	<p>特定受注者は、次に掲げる事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。</p> <p>ア この条例が適用される特定労働者等の範囲</p> <p>イ 労働報酬下限額</p> <p>ウ 特定受注者は、特定受注関係者と連携して、労働報酬の支払い義務を負うこと</p> <p>エ 申出をする場合の連絡先</p> <p>オ 申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他の不利益な取扱いを受けないこと</p>
6 特定労働者等の申出	<p>特定労働者等は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていないとき、又は、支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。</p>
7 不利益取扱いの禁止	<p>特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等から申出があったときは、誠実に対応するとともに、申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。</p>
8 報告及び立入調査への対応	<p>特定受注者及び特定受注関係者は、特定労働者等から申出があったとき、又は約定事項の遵守の状況を確認する必要があると認められるとき</p>

	は、区の求めに応じ、報告及び資料の提出並びに立入調査に応じなければならないこと。
9 是正措置	特定受注者は、区長から是正措置の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、その結果を区長に報告しなければならないこと。
10 特定公契約の解除	区長は、以下のいずれかに該当するときは、特定公契約を解除することができ、区は、解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。 (1)報告の求めに応じなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。 (2)調査を拒否したとき又は調査に非協力的であったとき。 (3)是正措置の求めに応じないとき。 (4)是正報告がされないとき又は是正報告が虚偽であったとき。
11 損害賠償	特定受注者は、特定公契約を解除された場合において、それによって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
12 特定公契約の解除に係る違約金	区長は、特定公契約を解除したときは、特定受注者から違約金を徴収することができること。
13 公表	区長は、特定公契約を解除したとき又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者が当該特定公契約において約定した事項に違反していたことが判明したときは、その旨を公表することができること。
14 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注関係者と特定公契約に係る契約を締結するときは、特定受注関係者が特定受注者に準じて約定する事項を遵守することとなるよう、特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。
15 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望する者を雇用するよう努めること。

<10. 労働報酬下限額の実効性を担保するための事項>

(1) 特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書の提出

特定受注者は、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこととします。※報告方法としては、チェックシートの提出を想定しています。

(2) 特定公契約に従事する労働者からの申出への対応

- ① 支払われた労働報酬額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長及び特定受注者、特定受注関係者のいずれに対しても申し出ることができます。
- ② 申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを禁止します。
- ③ 申出に対し、区は特定受注者及び特定受注関係者の事業所等に立入調査等を行うことができます。

(3) 調査の結果、違反が認められた場合の対応

- ① 区は特定受注者に対して違反の是正を命じることができ、特定受注者は特定受注関係者と連帯して、是正要求に対し速やかに必要な措置を講じるとともに、結果を区に報告しなければなりません。
- ② 調査の拒否、虚偽の報告、是正措置の命令に違反等があった場合には、契約解除を行うとともに、条例に基づく契約違反を理由として違約金を請求できます。なお、区に損害が発生する場合は、損害賠償請求を行うことができます。
- ③ 条例に基づく契約違反を理由に契約解除を行った場合は、その旨を公表できます。

<11. 東京都板橋区公契約審議会の設置>

公契約に関する施策の適正な実施を実現するため、以下のとおり定めます。

- (1) 区長の付属機関として、東京都板橋区公契約審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。
- (2) 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他公契約に関し必要な事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとします。
- (3) 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員6人以内をもって組織します。
  - ① 学識経験を有する者 2人以内
  - ② 労働者団体関係者 2人以内
  - ③ 事業者団体関係者 2人以内
- (4) 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としますが、再任を妨げないものとします。
- (5) 委員は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。